


資料

目次

1	用語解説	2
2	新潟市食育推進条例	6
3	食育基本法	10
4	条例制定及び計画策定までの経緯	17
5	新潟市食育推進会議委員名簿	17

用語解説

	用語	解説												
あ 行	栄 養 教 諭	栄養管理・衛生管理など学校給食の管理と、食に関する指導を一体的に行う教育職員。食に関する指導を充実させるため、平成17年度から小・中学校等に配置できることとなった。												
	栄 養 成 分 表 示	加工食品や外食、給食に対して、その食品又は献立が含んでいる栄養成分を表示すること。加工食品に対して表示する場合は、健康増進法第31条に規定されている「栄養表示基準制度」に従わなければならない。												
	エ コ フ ァ ー マ ー	「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、新潟県知事から、堆肥等による土づくりと化学合成農薬や化学肥料の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画に認定を受けた農業者。												
	N P O (Non-Profit Organization)	民間の非営利組織のことで、福祉や環境、国際協力、人権問題などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる市民公益活動団体を指す。												
か 行	家 庭 教 育 手 帳	 <p>家庭でのしつけの在り方や心の成長に関して配慮すべき点を盛り込んだ文部科学省が作成している家庭教育のためのアドバイス本。子どもの発達段階に応じて3種類が用意されており、対象となる全ての家庭に配布されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>対 象</th> <th>配布方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドキドキ子育て</td> <td>妊娠期～就学前の親向け</td> <td>母子健康手帳交付時に配布</td> </tr> <tr> <td>ワクワク子育て</td> <td>小学校1～4年生の親向け</td> <td>小学1年生の児童を通じて配布</td> </tr> <tr> <td>イキイキ子育て</td> <td>小学校5、6年及び中学生の親向け</td> <td>小学5年生の児童を通じて配布</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	対 象	配布方法	ドキドキ子育て	妊娠期～就学前の親向け	母子健康手帳交付時に配布	ワクワク子育て	小学校1～4年生の親向け	小学1年生の児童を通じて配布	イキイキ子育て	小学校5、6年及び中学生の親向け	小学5年生の児童を通じて配布
	種 類	対 象	配布方法											
	ドキドキ子育て	妊娠期～就学前の親向け	母子健康手帳交付時に配布											
	ワクワク子育て	小学校1～4年生の親向け	小学1年生の児童を通じて配布											
	イキイキ子育て	小学校5、6年及び中学生の親向け	小学5年生の児童を通じて配布											
	環 境 保 全 型 農 業	環境への負荷を軽減し、安全・安心な農産物供給を拡大するため、堆肥等有機物による土づくりを基本に、化学合成農薬や化学肥料の使用量をできるだけ減らした農業												
	完 全 米 飯 給 食	原則週5回主食を米飯とする給食												
	学 校 教 育 田	本市では、事業主体は市内の農業協同組合。市内の農業協同組合長と学校長が圃場の借り上げについて覚書を締結し、当該圃場において児童生徒に田植えから収穫までの作業を体験してもらうとともに収穫された米を児童生徒の給食に供するなど、農業及び米の素晴らしさを味わってもらうよう学校教育田を設置している。												
	協 働	同じ目的のために、協力して働くことである。このために、物や現象が互いに作用し合い、また影響を及ぼし合うこと（相互作用） [三省堂「大辞林」]												
	グ リ ー ン ・ ツ ー リ ズ ム	都市住民が農村で豊かな自然や伝統文化、農作業等とふれあいながら、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。「滞在型」とは「周遊型」に対する概念で、必ずしも宿泊に限定されるものではない。												
欠 食	食事をとらないこと。 [三省堂「大辞林」]													
健 康 づ くり 支 援 店	市民の健康保持に寄与するため、家庭の食事だけでなく飲食店等が市民の健康づくり支援に積極的に関わる環境をつくり、市民が容易に健康管理を行えるよう、新潟市健康づくり支援店の対象施設及び指定要件を設け、健康づくり支援店の普及を進めている。 本制度は、平成14年度から市で普及してきた「外食栄養成分表示店」の名称、対象施設、指定要件を改め、県と一緒に平成19年3月より始めたもの。													
健 全 な 食 生 活	望ましい姿の食生活のこと。 ・生活のリズムとして規則正しく食事を摂ること（朝・昼・晩の食事をきちんと摂ること） ・栄養面でバランスがとれていること ・安全面に配慮すること ・無駄な食べ残しや廃棄をしないこと ・食卓を囲んで家族と一緒に食事をする													
コ 食	現代人の食生活に見られる以下のような食事のこと。 ・一人で食べる「孤食」 ・同じものばかり食べる「固食」 ・同じ食卓でバラバラのものを食べる「個食」 ・パンや麺類中心の粉を使った主食を好む「粉食」 ・食べる量が少ない「小（少）食」 ・味を濃くして食べる「濃食」													

	用語	解説
か行	コミュニケーション	互いに意思・感情・思考を伝達し合うこと。
さ行	市民農園	多様な開設・運営形態があるが、一般的には行政や農家などが市民に貸し出す家庭用農園の総称。
	市民ランド	農家が栽培・管理を行い、消費者が収穫する農園のこと。本市独自の呼称で、一般的には収穫農園という。
	主菜	魚や肉、卵、大豆、大豆製品などを使った副食の中心となる料理で、主として良質たんぱく質並びに脂肪の供給源となる。
	主食	米、パン、めん類などの穀類で、主として糖質性エネルギーの供給源となる。
	食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。[新潟市食育推進条例]
	食育基本法	平成17年6月17日公布（同年7月15日施行）。 食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、さらに現在及び将来における健康で文化的な国民の豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とした法律。
	食育月間	食育推進基本計画において、国、地方公共団体、関係者等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るために定めた月間（毎年6月）。 学校生活や社会生活等の節目に当たる年度明けの4月から5月にかけては、進学、就職、転勤等により、食生活の見直しに取り組む余裕があまりないと考えられるため、食育月間の実効性を確保する観点から、また食育基本法の成立月であることから6月に設定された。
	食育推進基本計画	平成18年3月31日決定。平成18年度から平成22年度までの5年間を対象とし、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として作成された。
	食育の日	食育推進基本計画において、食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の普及を図るために定めた日。（毎月19日） 食育の「育（いく）」という言葉が「19」という数字を連想させることと、「食」という言葉も「しょ→初→1、<→9」という考え方から「19」を連想させること、第1回食育推進会議の開催日が19日だったことなどから19日に設定された。
	食事バランスガイド	一人ひとりが自らの食生活とつなげて具体的な行動に結びつけるものとし平成17年6月に決定。1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいか一目でわかる食事の目安として、主食、副菜、主菜、牛乳・乳製品、果物の5つの料理区分の組み合わせでバランスが取れるようそれぞれの適量を「コマ」のイラストでわかりやすく示したもの。 
食生活改善推進委員	全国では、一般的に“私たちの健康は私たちの手で”を合い言葉に、住民の健康づくりを食の分野から推進し、「ヘルスマイト」の愛称でボランティアを行っている。なお、本市は条例で、「市が実施する食生活の改善等の知識及び技術に関する研修等を修了し、地域で食生活改善等のための活動をする者をいう。」としている。	
食生活指針	国民の健康の増進、生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るため、平成12年3月に閣議決定されたもので以下の10項目からなる。 1 食事を楽しみましょう。 2 1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。 3 主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。 4 ごはんなどの穀類をしっかりと。 5 野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせよう。 6 食塩や脂肪は控えめに。 7 適正体重を知り、日々の活動に見合った食事量を。 8 食文化や地域の物産を活かし、ときには新しい料理も。 9 調理や保存を上手にして無駄や廃棄を少なく。 10 自分の食生活を見直してみよう。	

	用語	解説
さ 行	食生活の自立	健康のことを適度に考慮し、自分の食を自分で管理できること。 〔参考資料〕「食育」に望むこと－食の男女共同参画と脱フードファディズム（食育推進会議高橋委員提出資料）
	食の外部化	家の中で行われていた調理や食事を家の外に依存したり、調理済み食品や総菜、弁当といった「中食（用語解説参照）」の提供や利用をすること。
	食料自給率	国内の食料消費について国産でどの程度まかなえるかを示す指標。 ①各品目を基礎的な栄養素である供給熱量（カロリー）または経済的価値である金額という共通の「ものさし」で総合化して食料全体の自給度合いを「総合食料自給率」、②基礎的な食料である穀物の重量での自給度合いを示す「穀物自給率」、③品目ごとの重要度での度合いを示す品目別自給率という3つの示し方がある。通常は供給熱量によるカロリーベースの総合食料自給率を使用している。
	生活習慣病	食生活・運動習慣・休養・喫煙・飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患の総称。肥満・高血圧・循環器疾患など。加齢に着目した「成人病」という名称から「生活習慣病」という名称に改められた。 [平成8年12月 公衆衛生審議会]
た 行	楽しく食べる子どもに～食から始まる健やかガイド～	「食を通じた子どもの健全育成」として「楽しく食べる子ども」になっていくことを目指し、毎日の生活の中で子どもの気づきを大切にし、どのように支援したらよいかについて平成16年2月に国がまとめたもので、以下の5つの目標が掲げられている。 ① 食事のリズムがもてる ② 食事を味わって食べる ③ 一緒に食べたい人がいる ④ 食事づくりや準備に関わる ⑤ 食生活や健康に主体的に関わる
	男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。
	地域コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体。特に地域の結びつきが強く、地域性を持った集団のことを指す。
	地域コミュニティ協議会	様々な地域課題を解決するため、地域の主体的な取組のもと、自治会、町内会を中心に民生児童委員、PTA、NPO（用語解説参照）など様々な団体等が参加し、概ね小学校区または中学校区で設立されている組織のこと。
	地産地消	「地場生産－地場消費」を略した言葉で、地元でとれた生産物を地元で消費するという意味で使われ以下のようなものをいう。 ・住んでいる地域になるべく近いところで採れたものを基本。 ・消費者と生産者と「顔が見え、話ができる」関係で地域の農産物、食品を購入する機会を提供すること（食料・農業・農村基本計画） ・「顔が見え、話ができる」といったコミュニケーションを伴う農産物の行き来の中で生産から消費がつながる活動。
	都市型グリーン・ツーリズム	都市と農村が近接している本市の特性を生かし、都市の魅力と農業・農村の魅力の双方を味わうツーリズム。都市部に居住する市民にとっては日常的に、市外からの来訪者にとっては本市の都市部に滞在しながら、自然とのふれあいや心にしみる田園での散策、伝統文化とのふれあい、農業体験などに親しむ余暇活動。
な 行	内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）	内臓脂肪による肥満の人が「高血糖」「高脂血症」「高血圧」といった危険因子を併せ持っている状態。 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）によって動脈硬化が進行し、心筋梗塞や脳梗塞が起りやすくなる。 【判定基準】メタボリックシンドローム診断基準検討委員会（2005） 腹囲が男性で85cm以上、女性で90cm以上（内臓脂肪面積 男女とも100cm ² 以上に相当）に加え、以下のうち2項目以上に該当する場合 ① 血清脂質 中性脂肪150mg/dl以上、かつ/または、HDLコレステロール値40mg/dl未満 ② 血圧 最大血圧（収縮期血圧）130mmHg以上、かつ/または、最小血圧（拡張期血圧）85mmHg以上 ③ 血糖 空腹時血糖 110mg/dl以上 ◆なお、腹囲の基準の加え、上記のうち1項目に該当するものを予備群という。
	中食	外食に対し、総菜（惣菜）・弁当などを買って帰り、家で食事をする食事。また、その食品。 [三省堂「デイリー 新語辞典」]
	新潟市食育推進会議	国において平成17年7月に食育基本法が施行され、平成18年3月に食育推進基本計画が策定されたことに伴い、本市の食育を推進するために、平成18年7月に市の附属機関として条例により設置された。学識経験者や関係団体の役員または職員など25名以内の委員で構成され、新潟市食育推進計画の作成や計画の実施等について審議する。

	用語	解説
な 行	新潟市 食育推進条例	本市の食育の推進に関する基本理念を定め、市の責務等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めて、施策を総合的、計画的に推進すること目的として平成19年4月より施行された条例。
	新潟菜の花プラン	市民が菜の花を栽培し、菜種油を生産し、家庭や学校給食等で使用した後、廃油を回収し、ディーゼルエンジンとして活用する本市の事業
	にいがた流 食生活	本市の特色を生かした食育推進により確立される食生活のこと。 [具体的なイメージは計画P.60参照]
	日本型食生活	日本の伝統的食生活パターンである「ごはん」を中心として、豊富な野菜に魚、大豆製品などをはじめとする食材に、牛乳・乳製品、卵や肉類などが加わった栄養バランスの優れた食事。昭和50年頃には、主食であるお米を中心として畜産物や果実などがバランスよく加わった、健康的で豊かな食生活となった。
	妊産婦のための 食生活指針	妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現に向け、何をどれだけ食べたらよいかをわかりやすく伝えるための指針として平成18年2月に国が報告したもので、下記の9項目からなる。 ① 妊娠前から、健康なからだづくりを ② 「主食」を中心に、エネルギーをしっかりと ③ 不足しがちなビタミン・ミネラルを、「副菜」でたっぷりと ④ からだづくりの基礎となる「主菜」は適量を ⑤ 牛乳・乳製品などの多様な食品を組み合わせ、カルシウムを十分に ⑥ 妊娠中の体重増加は、お母さんと赤ちゃんにとって望ましい量に ⑦ 母乳育児も、バランスのよい食生活のなかで ⑧ たばこやお酒の害から赤ちゃんを守りましょう ⑨ お母さんと赤ちゃんの健やかな毎日は、からだと心にゆとりのある生活から生まれます
は 行	B S E (Bovine Spongiform Encephalopathy)	1986年に英国で初めて報告された牛の病気。BSEにかかると、脳の組織が海綿状（スポンジ状）になることから牛海綿状脳症と名付けられた。
	B M I (Body Mass Index)	肥満の判定に用いられる指標で、下記の計算式で求めることができる。 BMI 22を標準とし、18.5から25未満を普通体重(正常)、25以上を肥満、18.5未満を低体重(やせ)としている。 計算方法 BMI = 体重 [kg] / (身長 [m]) ² (日本肥満学会 肥満症診断基準検討委員会2000年)
	B D F (Bio Diesel Fuel)	使用済み天ぷら油など、植物性の油脂をメタノールと反応させることによって粘性や引火点を下げディーゼル車の燃料として利用できるように精製したもの。太陽光、風力などのように再生可能な自然エネルギーの一つと考えられている。
	副 菜	野菜などを主材料に使った料理で、主食と主菜に不足するビタミン、ミネラル、食物繊維などの栄養素を補う重要な役割を果たす。
や 行	有 機 的	有機体のように多くの部分が集まって一つの全体を構成し、その各部分が密接に結びついて互いに影響を及ぼし合っているさま。
	豊かな人間性	① 美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性 ② 正義感や公正さを重んじる心 ③ 生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観 ④ 他人を思いやる心や社会貢献の精神 ⑤ 自立心、自己抑制力、責任感 ⑥ 他者との共生や異質なものへの寛容などの感性や心 [中央教育審議会答申]
ら 行	ライフスタイル	生活様式、生活の仕方。衣食住に限らず、人生観や仕事観、交際や娯楽のしかたなどを含む暮らしぶり。
	リスクコミュニ ケーション	リスクに関する情報を専門家や行政、事業者だけでなく、消費者・一般市民等すべての関係者が共有し、意思疎通を図ること。 [三省堂「デイリー 新語辞典」]

新潟市食育推進条例

目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 施策の基本となる事項（第11条－第18条）
- 第3章 推進体制等（第19条－第21条）
- 附則

私たちが暮らす新潟市は、日本海に面し、広大で美しい田園、信濃川など多くの河川や水鳥が舞う水辺など豊かな自然環境の中に、高次都市機能と拠点性を持つとともに、恵まれた大地で米をはじめ多種多様な食料の生産が行われ、日本有数の農業都市となっている。私たちは、この本市の風土のもとで生産される食料を基本に生活を営み、自然環境との関わりの中で生まれた伝統的な食文化を引き継いできた。

「食」は生命の源であり、健全な食生活は人間が健康で心豊かに生きる上での基礎である。しかし、近年の急速な経済発展に伴い、食品や物があふれるとともに、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しく時間的、精神的にゆとりのない生活を送る中、私たちは、毎日の「食」の大切さを忘れがちになり、健全な食生活を失いつつある。それに伴い、栄養の偏り、不規則な食事、肥満者や生活習慣病の有病者の増加、過度の痩身志向などに加え、「食」の安全や「食」の海外依存など様々な問題が生じている。

このような状況のもと、市民一人ひとりが「食」の安全、栄養及び食料自給率の問題など「食」に関する様々な知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育の推進により、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むとともに、豊かな食環境と日本型食生活など優れた食文化を受け継ぐことは、とても大切なことである。特に、次世代を担う子どもたちが「生きる力」を身につけるためには、何よりも「食」が大切である。

このため、家庭、学校、保育所、地域、職場などにおいて、「食」に関わるすべての関係者及び団体が相互理解を深めて有機的に連携し、それぞれの立場で食育の推進を図る必要がある。ここに、本市の食育の推進について基本理念を明らかにしてその方向性を示し、市及び市民等の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に進めるため、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、食育の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、教育関係者等、保健医療関係者等、農林漁業者等及び食品関連事業者等の役割を明らかにするとともに、食育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民一人ひとりが生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むことができるよう施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生き生き暮らせる活力ある住みよいまち新潟の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食育 様々な経験を通じて食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (2) 教育関係者等 教育に関する職務に従事する者及び教育に関する団体をいう。
- (3) 保健医療関係者等 保健医療、保育及び介護その他の社会福祉（以下「保健医療等」という。）に関する職務に従事する者並びに保健医療等に関する団体をいう。
- (4) 農林漁業者等 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業（以下「農林漁業」という。）を営む者及び農林漁業に関する団体をいう。
- (5) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通若しくは販売又は食事の提供（以下「食品関連

事業」という。)を行う事業者及び食品関連事業に関する団体をいう。

(基本理念)

第3条 食育の推進は、次に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

- (1) 市民の心身の健康を保持し、及び増進し、並びに豊かな人間性の形成に資するとともに、自然の恩恵及び食に関わる人々への感謝の念及び理解が深まるよう行われること。
- (2) 市及び市民並びに教育関係者等、保健医療関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他食育に関わるもの(以下「関係者等」という。)が、家庭における食育が健全な食習慣を確立する上で重要な役割を担うという認識のもと、家庭、学校、保育所、地域、職場その他の食に関わるあらゆる機会とあらゆる場所(以下「食に関わるあらゆる機会とあらゆる場所」という。)を利用して、相互理解を深めて有機的に連携を図りながら行うとともに、市民及び関係者等の自発的意思を尊重して行われること。
- (3) 心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすことから、あらゆる世代の中で特に子どもたちに対して、積極的に取り組まれること。
- (4) 豊かな自然環境のもとで米その他多種多様な食料が生産され、都市と田園が共存しているという地域の特性を生かし、生産者と消費者が積極的に交流を図ることにより、地域の活性化並びに環境との調和のとれた食料の生産及び消費を目指すよう行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進のための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、食に関する知識を深めるとともに、食に関わるあらゆる機会とあらゆる場所において、自ら健全な食生活を実践するよう努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(教育関係者等及び保健医療関係者等の役割)

第6条 教育関係者等及び保健医療関係者等は、基本理念にのっとり、食に関わるあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、教育及び保健医療等に関する分野において、積極的に食育の推進に努めるとともに、他のものの行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(農林漁業者等の役割)

第7条 農林漁業者等は、基本理念にのっとり、安心かつ安全な食料の供給の重要性を認識し、農林漁業に関する様々な体験機会の提供その他の消費者との交流を図ることにより、自然の恩恵及び食に関わる人々の活動の重要性について市民の理解が深まるよう積極的に食育の推進に努めるとともに、他のものの行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の役割)

第8条 食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、安心かつ安全な食品の提供の重要性を認識し、食品に関する幅広い情報の提供、体験機会の提供その他の食品関連事業の活動に関して自主的かつ積極的に食育の推進に努めるとともに、他のものの行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国及び県との協力)

第9条 市は、国及び県と協力して、食育の推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、食育の推進のために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 施策の基本となる事項

(家庭における食育の推進)

第11条 市は、家庭における食育を推進するため、男女共同参画の視点を踏まえ、適切な栄養管理に関する知識の普及、情報の提供等により、市民の健全な食習慣の確立がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第12条 市は、学校、保育所等における効果的な食育の推進を図るため、食に関する指導内容及び指導体制の充実、学校給食等の活用等がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。

(地域及び職場における食生活改善のための取組の推進)

第13条 市は、地域及び職場において食生活の改善を促進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、食育の専門的知識を有する者の養成及び活用、保健所、医療機関等による食育の普及及び啓発活動の推進等がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。

(地域の力を生かした食育の推進)

第14条 市は、高齢者、地域コミュニティ協議会（主として小学校又は中学校の通学区域内に居住し、又は所在する住民及び自治会、町内会その他公共的団体等で構成された地域の課題に取り組むための活動の主体となる組織をいう。）、食生活改善推進委員（市が実施する食生活の改善等の知識及び技術に関する研修等を修了し、地域で食生活の改善等のための活動をする者をいう。）、食に関する公益活動を行う団体その他の地域の力を積極的に生かした食育の推進が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流)

第15条 市は、生産者と消費者との交流の促進等により、両者の理解が深まり信頼関係が構築されるよう支援し、自然の恩恵及び食に関わる人々への感謝の念並びに食べ物を大切に作る心が育まれるとともに、地域の活性化並びに環境との調和のとれた食料の生産及び消費が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(地産地消の促進)

第16条 市は、地域で生産された安心かつ安全な農林水産物の地域における積極的な消費及び学校、保育所等における利用の促進が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための支援)

第17条 市は、地域の特色ある伝統的な食文化の継承を推進し、これらの食文化が引き継がれるよう必要な施策を講ずるものとする。

(食育の普及啓発等)

第18条 市は、効果的な食育の推進を図るため、情報の収集及び調査研究、市民及び関係者相互の意見及び情報の交換等を行い、あらゆる媒体の有効活用により、食育の普及啓発及び食品の安全性その他の食育に関する情報の発信に努めるものとする。

第3章 推進体制等

(推進計画)

第19条 市長は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、新潟市食育推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食育の推進に関する基本方針
- (2) 食育の推進に関する目標
- (3) 食育の推進に関する施策展開
- (4) 前3号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

(推進会議)

第20条 市は、食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第1項の規定により、新潟市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 推進計画の作成及び実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項

3 推進会議は、委員25人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の役員又は職員
- (3) 教育関係者
- (4) 市民
- (5) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。

9 推進会議の庶務は、食育・健康づくり推進本部において処理する。

10 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

(年次報告)

第21条 市は、毎年度、食育の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(新潟市食育推進会議条例の廃止)

2 新潟市食育推進会議条例（平成18年新潟市条例第42号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において、この条例による廃止前の新潟市食育推進会議条例第3条第2項の規定により新潟市食育推進会議の委員（以下「旧委員」という。）に委嘱されている者は、この条例による新潟市食育推進会議の委員（以下「新委員」という。）に委嘱されたものとみなす。この場合において、新委員の任期は、第20条第5項の規定にかかわらず、旧委員の残任期間とする。

食育基本法

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第15条)
 - 第2章 食育推進基本計画等(第16条—第18条)
 - 第3章 基本的施策(第19条—第25条)
 - 第4章 食育推進会議等(第26条—第33条)
- 附則

21世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となつて

いることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第2条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第3条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第4条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第5条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第6条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第7条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第8条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第9条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第10条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第11条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第12条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第13条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第14条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第15条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第16条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

- 2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - (2) 食育の推進の目標に関する事項
 - (3) 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - (4) 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

- 第17条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。
- 2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

- 第18条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。
- 2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第3章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

- 第19条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

- 第20条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等々

な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩そう身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第21条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第22条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第23条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第24条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第25条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第26条 内閣府に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組 織)

第27条 食育推進会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

(会 長)

第28条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委 員)

第29条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣府設置法(平成11年法律第89号)第9条第1項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第1項第17号に掲げる事項に関する事務及び同条第3項第27号の3に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)
 - (2) 食育担当大臣以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (3) 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第30条 前条第1項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第3号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第32条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第33条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成17年政令第235号で平成17年7月15日から施行)

条例制定及び計画策定までの経緯

時 期	条 例	計 画
平成18年 8月7日	第1回新潟市食育推進会議	
9月1日	第2回新潟市食育推進会議	
10月6日	第3回新潟市食育推進会議	
11月7日	第4回新潟市食育推進会議	
12月1日		第5回新潟市食育推進会議
平成18年 12月11日 ～平成19年1月5日	パブリックコメント	
平成19年 1月19日 ～2月2日		食育・健康づくりに関する 市民アンケート調査
1月30日		第6回新潟市食育推進会議
2月23日	議案提出	
3月20日	可決・成立	
3月22日		第7回新潟市食育推進会議
3月26日	公布（平成19年条例第3号）	
4月1日	施行	
4月27日		第8回新潟市食育推進会議
5月22日 ～6月8日		パブリックコメント
7月30日		第9回新潟市食育推進会議
8月28日		答申
8月29日		策定・公表

新潟市食育推進会議委員名簿

	氏 名	所 属 等	備 考
会 長	皆 川 興 栄	新潟大学 名誉教授	
副 会 長	村 山 伸 子	新潟医療福祉大学 教授	
委 員	伊 丹 ケイ子	荻川コミュニティ振興協議会 副会長	
委 員	大 川 啓 子	関屋中学校 栄養士	
委 員	親 松 茂	新潟日報社 学芸部長兼編集委員	平成19年度より
委 員	梶 井 節 子	新潟日報社 学芸部	平成18年度まで
委 員	加 島 長 作	新潟県食品衛生協会 会長	
委 員	加 藤 正 衛	新潟市歯科医師会 副会長	
委 員	角 谷 ヒロ子	新潟県栄養士会新潟市支部 支部長	
委 員	小 出 佐 治	新潟中央青果(株) 常務取締役	
委 員	小 林 良 子	新潟市消費者協会 顧問	
委 員	鈴 木 智 子	公募委員	
委 員	須 藤 明 美	有明保育園 園長	
委 員	土 肥 久美子	公募委員	
委 員	永 井 明 彦	新潟市医師会 理事	
委 員	成 田 美登里	大形小学校 PTA会長	
委 員	藤 田 普	新潟中央水産市場(株) 代表取締役	
委 員	二 木 ちどり	新潟市食生活改善推進委員協議会 会長	
委 員	星 野 明	清水商事(株) 取締役店舗運営部長	
委 員	本 多 英 子	入舟小学校 校長	
委 員	諸 橋 弥須衛	新潟市農業者消費者交流会 会長	
委 員	渡 辺 紀 之	(株)亀田製菓 お米科学研究室室長	

アドバイザー 服部幸應氏（新潟市食と花の総合アドバイザー）

【現 状】

社会経済情勢の変化

- ・少子・高齢化の進展
- ・ライフスタイルの多様化
- ・高度情報化の進展

新潟市の現状

- ★女性就業者の割合(H17)
43.7% 政令市中第3位
- ★高齢者の割合(H17)
20.5% 政令市中第3位

「食」をめぐるさまざまな問題

- ①「食」を大切にす心の欠如
- ②栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加
- ③肥満、生活習慣病（糖尿病など）の増加
- ④過度の痩身志向
- ⑤「食」の安全上の問題の発生
- ⑥「食」の海外依存
- ⑦伝統ある食文化の喪失

新潟市の現状

- ★朝食欠食率
(20歳代男女)(市H17 国H16)
27.3% 国 27.4%
- ★毎日外食を利用する人
(50歳代男性)(市H17 国H16)
26.8% 国 18.1%
- ★肥満の割合
(50歳代男性)(市H17 国H16)
26.0% 国 30.8%
- ★やせの割合
(20歳代女性)(市H17 国H16)
23.4% 国 21.4%
- ★将来の健康についての不安(H17)
生活習慣病への不安
56.6% (がん、心臓病、脳卒中など)
- ★平均寿命(H12)
(50歳代男性)
男性 **78.3歳** 国 77.7歳
女性 **85.4歳** 国 84.6歳
- ★食品に対する不安や不信を感じている人
(H17) **48.7%**

- ★生鮮野菜購入量
(1世帯当年間)(H16~18平均)
225kg 全国1位
- ★食料自給率(H16)
60% 政令市中第1位
- ★農業産出額(H17)
695億円 全国市町村第2位
- ★市民が抱く新潟市のイメージ(H18)
第1位 **食が美味しいまち**

＜基本理念＞

- ★市民の心身の健康の保持増進及び豊かな人間形成に資するよう取り組むこと
- ★自然の恩恵や食に関わる人々への感謝の念及び理解を深めるよう取り組むこと (第3条①)

- ★市、市民及び関係者等あらゆる者が、家庭の役割の重要性を認識した上で、あらゆる機会と場所において、相互理解を深め、有機的に連携を図りながら取り組むこと
- ★市民及び関係者等の自発的意思を尊重して取り組むこと (第3条②)

- ★あらゆる世代の中で特に子どもたちに対して積極的に取り組むこと (第3条③)

- ★地域の特性を生かし、生産者と消費者の交流による地域の活性化、調和のとれた食料の生産・消費を目指して取り組むこと (第3条④)

食 育 の

様々な経験を通じて、食に関する知識と健全な食生活を実践することができる人

食品関連事業者等

- (第2条⑤)
- ・安全、安心な食品提供
- ・食に関する幅広い情報開示
- ・体験機会の提供等自主的かつ積極的な食育の推進
- ・他者の食育推進活動への協力 (第8条)

家庭

伝統的な食文化の継承 (第17条)

市

- ・食に関する
- ・自ら「健全
- ・食育推進へ

地域職場等

食育の専門家の養成・活用
食育の普及・啓発 (第13条)

保健医療関係者等

- (第2条③)
- ・保健、医療、介護施設等あらゆる機会と場所を利用した積極的な食育の推進
- ・他者の食育推進活動への協力 (第6条)

食育の食品の安全性

新潟市の視点

地域の力

(第14条)
地域コミュニティ協議会、高齢者、食生活改善推進委員、NPO等地域の力を活用

行政

- ・食育推進のための総合的な施策の策定、実施 (第4条)
- ・国県との協力、財政措置推進計画の策定、推進会議の設置
- ・施策の実施状況の報告 (第9、10条)
- (第19、20、21条)

自然の恩恵や食に関わる人々への地域の活性化、環境との調

都市

消費者
「食」を選択する力の習得

人・物

信頼関係

都市と田

大 農 業

推 進

食を選択する力を習得し、
問を育てる「食育」の推進

(第2条①)

農林漁業者等

(第2条④)

- ・安全、安心な食料供給
- ・消費者との交流
- ・体験機会の提供等による積極的な食育の推進
- ・他者の食育推進活動への協力

(第7条)

健全な食習慣の確立
(第11条)

地産地消の促進
(第16条)

民

知識の習得

「食生活」を实践

の寄与

(第5条)

学 校 保育所等

食に関する指導内容・指導体制の充実
学校給食等の活用
(第12条)

教育関係者等

(第2条②)

- ・学校、保育所等あらゆる機会と場所を利用した積極的な食育の推進
- ・他者の食育推進活動への協力

(第6条)

普及啓発等の情報発信等

(第18条)

男女共同参画

(第11条)

家庭での男性や子どもの食事づくり等食生活の自立、女性の社会進出へ配慮

コミュニケーション

(第3条②)

家庭の食卓の会話やスキッキング、関係者の連携を重視

感謝の心、物を大切にする心の育成
和のとれた食料の生産と消費

・情報

の構築

(第15条)

豊かな自然(田園・海)

生産者

安全、安心な食材の供給

園との交流

都 市

【目 的】

(第1条)

市民一人ひとりが生涯にわたって
健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むこと

いきいき暮らせる
活力ある住みよい
まち「新潟」の実現

